さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業実施要領

　（目的）

第１条　この要領は、さいたま市の担い手となる新規就農者を育成するため、埼玉県の明日の農業担い手育成塾推進事業実施要領に規定する明日の農業担い手育成塾推進事業の明日の農業担い手育成塾に基づき、さいたま市明日の農業担い手育成塾（以下「塾」という）が実施する実践研修事業のために必要事項を定める。

（対象者）

第２条　この要領において「研修対象者」とは次に掲げる要件を全て備えた者とする。ただし、塾長が特に意欲があると認める者については、この限りではない。

（１）　さいたま市内の農地を活用して、新たに農業経営を始めようとする意欲がある者。

（２）　受講開始時の年齢が１８歳以上６５歳以下の者。

（３）　地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる　　　者。

（４）　心身ともに健康な者で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持つ者。

（５）　研修に専念することができる者。

（６）　次に掲げるいずれかの研修経験等を有していること。ただし、塾長が特に意欲があり、就農準備が入塾相当と認める者については、この限りではない。

　　ア　埼玉県農業大学校の露地野菜に関する継続した１年以上の研修修了者

　　イ　他都道府県の農業教育機関で２年以上の実践的な露地野菜に関する農業教育課

　　　程を卒業した者

　　ウ　埼玉県農林公社の就農予備校中級コース、さいたま市明日の農業担い手育成入門研修において１年以上の研修修了者

　　エ　露地野菜等の先進的農業経営体において農業に関わる継続した１年以上の実地

　　　研修を修了した者

（研修内容）

第３条　研修内容は別表第１のとおりとする。

（支援）

第４条　研修生への支援は次のとおりとする。

（１）　研修用農地の確保

塾は、研修生が栽培技術や経営手法を実地に習得するための、研修用農地を確保する。

（２）　研修支援農家の設置

塾は、栽培技術や農村生活での支援を受けるため、研修支援農家を設置する。

（３）　塾構成員の巡回による指導

塾は、研修生に対し巡回指導を行い、必要に応じた助言を行う。

また、研修生の就農が円滑に行えるようその他関係機関や生産組織と随時連絡調整を行うものとする。

（申込）

第５条　実践研修事業による支援を受けようとする研修対象者は、塾長に次の(1)から(4)の書類を提出しなければならない。

（１）　さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業申込書（様式１）

（２）　就農計画書（様式２）

（３）　誓約書（様式３）

（４）　その他必要な書類

（研修生認定審査会）

第６条　前条の申込書の提出があった場合、塾は申請書類の内容を審査するとともに、研修生認定審査会を開催して研修対象者の受入認定の可否を決定し、実践研修事業に関する通知書（様式４）を研修対象者に送付するものとする。

（研修内容の合意）

第７条　研修生として認定を受けた研修対象者は、塾と実践研修事業における合意書（様式５）を締結するものとする。

（研修支援農家）

第８条　塾は研修の受け入れを決定したときは、指導農業士等から研修支援農家を選定し、研修支援農家として決定する。研修支援農家は、支援農家受諾書（様式６）を塾に提出するものとする。

２　研修支援農家の役割は次のとおりとする。

（１）　研修生が、さいたま市の農業の担い手として原則２年間の研修で就農できるよう、塾が作成する実践研修事業実施計画書（様式７）に基づき指導及び助言に当たること。

（２）　研修生の習熟度を見極め、研修期間の見直しや就農の可否に関する情報を提供すること。

（３）　研修生が経営を開始するにあたり、経営の早期安定が図られるよう助言すること。

３　研修支援農家の責務は次のとおりとする。

（１） 　研修生の栽培技術や販売方法及び生産組織等の加入等の相談に応じて指導及び助言をすること。

（２）　研修生の農作物の出荷・販売に関する実践研修の指導及び助言

（３）　研修生の農業機械等の操作・保守点検等に関する実践研修の指導及び助言

（４）　研修生の農村生活における相談に応じて助言すること。

（５）　研修生に関する塾との連絡及び調整にすること。

（６）　その他実践研修に必要な事項に関すること

４　研修期間中に研修支援農家が支援を取り止める場合、塾は研修支援農家の意見を参考にし、研修生の習熟度や要望を参考に新たな研修支援農家を選定するよう努めるものとする。

５　塾は研修支援農家に対し活動謝金を支給するものとし、その額は月額５千円とする。

６　研修支援農家は謝金の請求に当たり、塾が定めた期間が経過した時点で、研修生支援実績報告書兼謝金振込依頼書（様式８）を塾に提出するものとする。

（研修進捗状況報告書の提出）

第９条　研修生は、研修期間中研修日誌を記録するとともに、塾に研修進捗状況報告書（様式９－１から様式９－３）を提出しなければならない。

　（修了基準）

第１０条　塾の修了基準は、次に掲げる要件を満たしたものとする。

　（１）　研修内容についておおむね良好な成績で習得し、実践活動を行ったと見込まれること。

（２）　研修最終年の年間販売額が１００万円程度を超えること。

（３）　研修修了後に、さいたま市内で営農活動ができる見込みのあること。

（４）　ほ場の適正な管理が行えること。

（５）　農業機械等の適正な操作及び管理を行えること。

（６）　地域農業への貢献ができること。

（７）　就農に当たっての営農計画の作成ができていること。

２　研修期間が満了するにも関わらず、前項に掲げる要件を満たすことが困難なとき、研修生が希望しかつ塾長が認めた場合に限り、１年間研修期間を延長することができる。

（修了認定委員会）

第１１条　塾は修了認定委員会を開催し、修了が妥当と判断した場合は研修修了証（様式１０－１）を研修生に交付するものとする。また、修了認定委員会で就農が困難と判断した場合は研修支援終了書（様式１０－２）を研修生に交付するものとする。

（就農計画の変更）

第１２条　研修生は就農計画を変更する場合、就農計画の変更届（様式１１）を速やかに提出しなければならない。

（支援の辞退）

第１３条　研修生が当事業による支援を辞退する場合は、辞退しようとする期日の３０日前までに支援辞退届（様式１２）を塾に届け出るとともに、塾の指示を受け、辞退しようとする期日までに研修用農地を原状に回復しなければならない。

（研修の中止等）

第１４条　研修生が就農計画及び実践研修事業実施計画書と異なった行為をした場合、合意書の内容に反した行為をした場合、研修支援農家等から研修内容や周辺農家との協調性等で不適正行動の連絡を受けた場合など、塾は口頭で研修生に研修等の改善を指導するものとする。指導後、１５日経過した後も改善が認められない場合は研修改善勧告書（様式１３）を送付し改善を勧告するものとする。

２　勧告書発送後１５日間を経過しても、勧告に従わず、あるいは改善したと認められない場合、または塾が研修の継続について不可能と認めた場合は、研修中止命令書（様式１４）を送付し研修の中止を命じるものとする。

　　塾は支援の中止を命じた研修生に対し中止命令を発した日から７日以内に研修用農地を原状に復すことを指示するとともに研修用農地の使用について停止させ、研修生は研修用農地から立ち退くものとする。

（研修費用等）

第１５条　研修にかかる費用等は次のとおりとする。

（１）　受講料は年間３万円とする。また、受講時に使用するテキスト等は実費負担とする。

（２）　受講料は、年度ごとに支払いを行うこととし、各年度における受講月数により受講料を案分した金額を支払う。

（３）　受講料は、いかなる場合においても、返還は行わない。

（４） 傷害保険は受講者が、研修開始前までに必ず自己責任で加入する。

（５）　研修場所までの交通費については、受講者が負担する。

（６）　研修期間中において模擬経営として農産物の出荷販売研修等により得た収入は、研修生本人の就農に備えた準備資金とすることができる。

（経費）

第１６条　塾は支援に要する次の経費を支出するものとし、その額は毎年度予算の範囲内で、塾長が別に定めるものとする。

（１）　研修用農地確保促進費

原則として、研修農地確保期間は２年以内とし、農地所有者に地代相当分の使用料を支出する。ただし、農地部分に限ることとし、付帯施設の使用料は研修生の負担とする。

（２）　研修支援農家設置費

塾は、研修支援農家より実績報告書等の提出があり次第、指定する口座に活動謝金を速やかに振り込むものとする。

（３）　その他この事業に必要なもの

（その他）

第１７条　この要領に定めるもののほか、実践研修の実施に関して必要な事項は塾長が決定する。

附　　則

１　この要領は、令和５年４月３日から施行する。

２　この通知による施行前の令和３年度及び令和４年度に埼玉県農林公社及びさいたま市明日の農業担い手塾協議会が実施していた研修事業については、本要領の施行後は、本要領の規定に基づくものとする。ただし、第１０条の修了基準については、なお、従前の例によるものとする。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 研修内容 | 研修期間 |
| １　講義　①栽培技術に関する基礎知識の習得　②栽培作物の選定　③農業機械等の実践的な操作　④農業経営に関する基礎知識２　実践研修　①研修ほ場における年間１，０００時間以上の実践栽培と農業の模擬経営　　　②研修支援農家のもとで年間２００時間程度の農作業従事 | 原則２年間 |

様式１

さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業申込書

　　年　　月　　日

さいたま市長　様

住　所

電話番号（　　　）　　－

氏　名

生年月日　　年　　月　　日（　　）

さいたま市明日の農業担い手育成塾の実践研修事業による支援を受けたいので、さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業実施要領第５条に基づき下記の書類を添えて申し込みます。

記

１　就農計画書（様式２)

２　誓約書（様式３）

３　住民票（マイナンバーの記載がないもの）

４　免許証、自賠責保険証、任意保険証の写し

５　作付計画書

６　その他必要なもの

様式２

就農（変更）計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 | 性　　別 | 写真 |
|  | 男・女 |
| 生年月日 | （S・H・R）　　年　　月　　日　（　　歳） |
| 住　所 |  |
| 連絡先 | 自宅携帯 |
| Eメール |  |
| 実家の状況 | 都 道 府 県　　　　　 市 長 村 　（農家・非農家） |
| 家族構成 | 氏　　　名 | 年齢 | 続柄 | 農業従事 | 職　　業 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 家族の理解 | 　有　・　無 |
| 経歴 | 年　月 | 主な経歴 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 農業経験等 | 1.農業研修を受講　2.実家等の手伝い　3家庭菜園程度4その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 学校・研修先 | 所在地 | 期　間 |
|  |  |  |
| 研修内容 |
| 学校・研修先 | 所在地 | 期　間 |
|  |  |  |
| 研修内容 |
| 就農後の目標等 | 営農形態 |  |
| 就農時期 |  |
| 経営規模 |  |
| 作目 |  |
| 所得目標 |  |
| 構想等 |  |
| 就農希望理由・研修で学びたい内容 |  |

様式３

誓　　約　　書

　このたび、さいたま市明日の農業担い手育成塾が行う実践研修事業の研修を受けるに当り、下記の事項を誓約し厳守履行いたします。

記

１　研修生として、農業実践に自主的に取り組むとともに研修支援農家等の助言に対し十分耳を傾け、農業技術の習得、農村生活での協調性を早く身に付けるよう誠実に研修に励みます。

２　支援中に予期し得ない事態が発生した場合は、直ちに貴塾の指示に従い事後処理に当ります。

３　何らかの理由により研修を辞退、若しくは貴塾より研修の中止を宣言された場合は、貴塾の指示に従い研修農地を原状に回復し立ち退きます。

４　提出した書類の記載事項は事実と相違ありません。

５　故意又は過失により、研修中に損害が発生した場合は、その責任を負います。

６　研修後は、さいたま市内において営農に励みます。

７　さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業実施要領を遵守します。

　　年　　月　　日

さいたま市長　様

住　　所

 　　　 氏　　名

 　　 電話番号（　　　）　　－

様式４

実践研修事業に関する通知書

 　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　（研修生名）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　さいたま市長

　　　年　　月　　日に申込を受けたさいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修について書類等を審査した結果適格（不適格）と認め、さいたま市明日の農業担い手育成塾実践研修事業実施要領第６条に基づき研修を実施することとなりました。（研修を見合わせて頂きます。）

　なお、契約等の手続きに関して、後日連絡をしますのでその指示に従って下さい。

様式５

実践研修事業における合意書

　さいたま市明日の農業担い手育成塾（以下「甲」という）と、実践研修事業の研修を受ける研修生（以下「乙」という）は次の内容について合意し、乙は誠実に農業経営等に関する研修を受けることを誓う。

１　就農計画の基づき、積極的に農業技術を習得し、地域との交流に努めること。

２　作物の栽培方法や管理方法は支援農家の意見を参考にしながら、周辺農家の栽培している作物に迷惑をかけないよう栽培管理すること。

３　支援農家と連絡は密に行い、定期的な訪問を欠かさず、栽培技術や地域生活の指導を仰ぐこと。

　　また、生活の関しては、地域の取り決めを遵守すること。

４　農林振興センターなど関係機関等の職員からの指導・助言を誠実に聞くこと。

５　甲が用意した研修用農地にて乙が自ら作付し収穫した農産物はすべて乙に帰属するものとする。

６　実施要領に定めのない研修事業に係る費用については、乙が負担するものとする。

７　甲、乙は相互の信頼の上に、本合意を誠実に履行する。

　この合意の成立を証するため、研修開始前に本合意書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

様式６

支援農家受諾書

さいたま市長　　　様

　私こと、（支援農家氏名）は、（研修生）が実施するさいたま市明日の農業担い手育成塾の実践研修事業における研修支援農家として実践研修事業実施計画書のとおり支援します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

研修支援農家

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

様式７

実践研修事業実施計画書

１研修支援農家の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 経営の概要 |  |
| 過去の研修生受け入れ者数 |  | 農業従事年数 |  |

２　研修生の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 住所 |  |
| 農業経験の有無 |  |

３実践研修の概要

　（１）研修の内容・方針・目標

|  |  |
| --- | --- |
| 研修期間 |  |
| 研修場所 |  |
| 研修内容・方針 |  |
| 研修の目標 |  |

（２）研修計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月 | 研修日数 | 研修内容 |
| 　　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| . |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| . |  |  |
|  |  |  |
| . |  |  |

様式８

研修生支援実績報告書兼謝金振込依頼書

　　年　　月　　日

さいたま市長　　様

　印

　標記の件について、別添のとおり研修生支援を実施しましたので、下記のとおり謝金の振込を依頼します。

記

１　研修支援期間　　　　　令和　　年　月～　令和　年　月　（　か月間　）

２　金額　　　　　　　　　　　　　円

３　口座情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金　機　店　名融　関　舗　等　　　 | 　銀　　行　　名 | 支　店　名 |
|  |  |
|  |  | 金融機関コード |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 預金・貯金の種類 |  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （フリガナ）氏 名 |  |

（別添）

研修生支援実施報告内容

１　支援した者の氏名

２　支援した内容

（１）技術面

（２）生活面

（３）その他

３　支援した成果

様式９－１

研修進捗状況報告書（研修用農地利用６か月後）

　年　　月　　日

さいたま市長　様

１　経営内容の近況

最近播種した品目名①　　　　　　　　（播種日　　月　　日　　　）

最近播種した品目名②　　　　　　　　（播種日　　月　　日　　　）

最近播種した品目名③　　　　　　　　（播種日　　月　　日　　　）

２　作物の生育状況　（（はい・いいえ）のいずれかに○印を付してください）

（１）播種した作物は順調に生育していますか？　　（　はい・いいえ　）

（２）（１）で不良と回答した方に伺います。

ア 不良と回答した品目は現在どのような状況ですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　イ 研修支援農家に相談しましたか？　 　（　はい・いいえ　）

　　ウ 不良の原因は何だと思いますか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　エ その後何か対策をとりましたか？　　　　 　（　はい・いいえ　）

３　販売について

（１）出荷規格は厳守していますか？　　　　　　　（　はい・いいえ　）

（２）荷姿は上手にできあがっていますか？　　　　（　はい・いいえ　）

（３）販売先の担当者と意見交換していますか？　　（　はい・いいえ　）

（４）販売担当からどのようなことを言われていますか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（５）開始後半年間で売り上げた総額（およそで良いです）はどのくらいですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（６）販売価格は安定していますか？　　　　　　　（　はい・いいえ　）

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　目標との比較

（１）目標どおりに進んでいますか？　　　　　　　（　はい・いいえ　）

（２）この時点で計画を変更する予定はありますか？（　はい・いいえ　）

（３）変更するとしたらどんな事項ですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※変更計画があれば塾までお知らせ下さい。

５　農村生活

（１）支援農家に訪問していますか？　　　　　　　（　はい・いいえ　）

（２）集落や生産組合の仲間はできましたか？　　　（　はい・いいえ　）

（３）住み心地はいいですか？　　　　　　　　　　（　はい・いいえ　）

　　※　別紙にて作付け状況がわかるものを添付すること

様式９－２

研修進捗状況報告書（研修用農地利用１２か月後）

　年　　月　　日

さいたま市長　様

１　経営内容の近況

　　（いつ頃、なにを、どのくらい播種し、それが現在どの様になっているか記入してください）

２　農村生活（自由に記入してください）

３　２年目の抱負と準備（自由に記入してください）

４　販売について

（１）開始後これまでの売り上げた総額はおよそどのくらいですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）販売価格は安定していますか？　（　はい・いいえ　）

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）販売先の担当者の評価はどのような感じですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５　機械類の近況

（１）農業機械類の整備状況は進んでいますか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）現在所有する農業機械はなんですか？

　　　（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式９－３

研修進捗状況報告書（研修用農地利用２４か月後）

　　年　　月　　日

さいたま市長　様

１　経営内容の近況（自由に記入してください）

２　農村生活（自由に記入してください）

３　販売について（自由に記入してください）

４　研修終了に当たっての感想

様式１０－１

　　年　　月　　日

研　修　修　了　証

　（研修生氏名）

さいたま市長

（研修生）は○年間の明日の農業担い手育成塾実践研修事業を修了したことを証明します

様式１０－２

　　年　　月　　日

研 修 支 援 終 了 書

　（研修生氏名）

さいたま市長

　下記の理由により、（研修生）に対する明日の農業担い手育成塾実践研修事業の支援を終了します。

記

理由：

様式１１

就　農　計　画　の　変　更　届

　　年　　月　　日

　さいたま市長　様

氏　　名

　このことについて、別添のとおり計画を変更しますのでお知らせします。

様式１２

支　援　辞　退　届

　　年　　月　　日

さいたま市長　様

住　　所

電話番号

氏　　名

下記の事由により支援を辞退いたします。

記

１　理　由

２　　　年　　月　　日までに研修用農地を原状に回復し引き払います。

様式１３

研　修　改　善　勧　告　書

　　年　　月　　日

　　（研修生氏名）

さいたま市長

　現行行っている研修内容等が、事前に提出のあった計画や契約書等と異なっていますので、１５日以内に改善してください。

様式１４

研　修　中　止　命　令　書

　　年　　月　　日

　（研修生名）　様

さいたま市長

　　　年　　月　　日付けで研修の改善を勧告しましたが、その後改善が認められませんので、（研修生名）様の支援については　　　年　　月　　日をもって中止とします。

　なお、　年　　月　　日より７日以内に研修地を原状に回復するとともに、それ以降の研修用農地の使用を停止し、立ち退いてください。